

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」高精細映像制作等業務委託仕様書

1 委託業務名

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」高精細映像制作等業務

2 業務の目的

2025 大阪万博を控えた大阪において、唯一の世界遺産である「百舌鳥・古市古墳群」の、世界的に認められた高い価値と魅力を広く、確実に国内外に伝えるため、デジタルマーケティングの手法を用いたプロモーションを実施する。

本事業においては、魅力を伝える高精細な映像を制作し、その映像を通じて国内外における「百舌鳥・古市古墳群」の知名度向上を図り、来訪者の増加を推進することを目的とする。

あわせて、今後の情報発信を効果的かつ効率的に行うため、動画発信を行う過程で閲覧者から得られる情報を収集及び分析することも目的とする。

3 委託計画期間

契約締結日から令和**4**年3月31日までの期間とする。

4 委託業務の概要

受託者は「百舌鳥・古市古墳群」の価値及び魅力をはじめ、インバウンドを含む「百舌鳥・古市古墳群」への来訪状況を理解した上で、業務実施を通じて効果的かつ効率的にその魅力を訴求するよう、以下の業務を円滑に実施すること。

なお、中長期的なデジタルプロモーションを行うことを念頭に、各業務でリマーケティングタグを利用したアクセス者分析を行うため「見込み客リスト」の蓄積を行うこと。

5 ターゲット

主に日本人及び訪日旅行に関心がある外国人を対象とし、本府の外国人宿泊者数の上位である中国、韓国、台湾、香港、アメリカの在住者を意識した内容とすること。受託者において上記以外に適したターゲットがあると判断した場合は、その優位性について事前に発注者に説明を行い、承認を得た上で変更し実施すること。

6 実施業務

(1) 動画制作業務

- ・「百舌鳥・古市古墳群」に対する関心の有無に関わらず、感覚的に見入ってしまうことが期待される動画（以下、「動画」という。）を制作すること。
- ・動画の題材には、「百舌鳥・古市古墳群」及びその周辺の観光資源等を活用すること。
- ・視聴後に、「百舌鳥・古市古墳群」について、より知りたい、又は、訪れてみたいと思えるような内容とすること。

(2) **YouTube** 等を活用した動画広告配信及び **HP** 誘導業務

- ・(1) で制作する動画について、**YouTube** を活用した動画配信等を行う。この際、発注者が管理する **YouTube** アカウントを使用すること。
- ・LP (ランディングページ) 制作等の方法により、(1) で制作する動画を通じて、現在公開中の **HP** (<http://www.mozu-furuichi.jp/>) (以下「**HP**」という。) へのアクセスを誘導し、各地域の潜在来訪者の意欲をさらに喚起すること。

※ランディングページ・・・ネット広告やリンクをクリックした際に表示される **WEB** ページ

(3) (1)・(2) 実施に基づいた適切なセグメンテーションと今後の広報戦略の提案書作成業務

- ・業務状況をモニタリングし、スピード感を持って状況に的確に対応すること。
- ・今後のターゲティング広告を含む情報発信の取組みの参考となる興味関心層のデータ分析や発展性のあるプロモーション方策の提案を行うこと。

7 委託内容

(1) 動画制作業務

①基本的な業務内容

より強く興味を引き付けると思われる「百舌鳥・古市古墳群」及び周辺エリアの観光資源から素材を選定し、没入感の高い動画コンテンツを制作する。制作する動画コンテンツ (以下「動画」という。) は、パソコン・タブレット・スマートフォンから映像を見ている人に対して、学習・来訪のきっかけとなるようなものとする。

なお、超高精細撮影機材、遠隔操縦機 (ドローン) 等を活用し、映像作家、出演者 (必要な場合)、音響、特集効果等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続は受託者自身で行うこと。

②言語

ア 動画のタイトル等は、訴求する内容を的確に表現したタイトルデザインとし、制作した動画上への配置を行うこと。

イ 字幕やナレーション等言葉のない動画で視覚的に訴求可能な動画を作成する。ただし、字幕やナレーション等を利用する手法が最適の場合、発注者と協議の上、対応言語を決定すること。

③制作動画について

以下の条件を考慮して制作すること。

ア 動画テーマ及び構成

発注者と協議の上決定すること。また、協議の機会は3回以上設けること。

制作に当たっては、優れた撮影技術で百舌鳥・古市古墳分が持つ魅力と季節感 (初夏～秋) を十分に伝えられる撮影者や手法を選定すること。また、過去に **JNTO** や自治体等が実施した動画と活用したプロモーション事業で実績のある映像作家等を起用すること。

イ 制作本数及び動画の画質等

動画は、3分程度の全編及び **15 秒～30 秒** のダイジェスト版をそれぞれ1本以上制作するものとする。また、動画の画質については、4K画質以上の画質を制作す

ること。なお、動画の再生時間については、基本として3分程度を目安とするが、テーマや撮影する素材によって異なってもよい。その動画に応じた最適な再生時間を提案すること。

ウ その他

本業務について目標とする動画視聴回数（後述）を達成するためには、動画そのものの訴求力が重要であることを念頭に置き、特に冒頭部分を重視した映像とすること。

④その他

ア 動画制作の提案に当たっては、新規撮影を原則とする。ただし、実施時期や実施期間により撮影困難なシーン（季節感のある動画やイベント関連動画等）を活用する必要がある場合は、既存の動画データ等を取得することを認めることとする。

イ ウェブサイトや **YouTube** で再生可能なファイル形式とすること。

ウ 撮影に必要な許認可等の協議・手続きは、基本的には受注者の責任で行うこと。特に宮内庁が所管する「陵墓」の撮影にあつたては、発注者との連携のもと、適切な許認可などに留意すること。また、ドローン撮影に関しては、各市が定める規制内容を調査し、その対策も含めて提案すること

エ 上記動画制作に当たり必要となる経費（協議や各種打合せに要する経費を含む。）は、全て当初の契約金額に含むものとする。

オ 動画完成までに、発注者による内容確認及び修正指示等の機会を複数回設けること。

カ 業務を遂行するうえで必要な資料等は、受注者において入手することとする。ただし、発注者から提供可能な資料は無償で貸与する。

キ 受注者は、本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

ク 映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には、受注者の責任と費用負担において解決するものとする。

ケ 受注者は、本業務の実施にあたり知り得た機密に関する情報を他に漏らし、または当該委託業務以外の目的に使用してはならない。

コ なお、実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大予防対策（ガイドライン）を踏まえ、大阪府コロナ追跡システムを活用するなど、適切な処置を講じること。

(2) **YouTube** 等を活用した動画配信及び **HP** 誘導業務

①基本的な業務内容

上記（1）で制作した動画を、話題性、拡散性等を確保するため、**YouTube** を活用して配信すること。ただし、**YouTube** を利用する潜在的な旅行者へ訴求するため、動画広告等を活用し、対象国・地域の視聴者に対して展開することとし、HPへと誘導を行うものとする。その他動画の配信方法で本業務の目的に有効なものがあれば、併せて提案すること。

②配信方法

前項について、投稿動画がインターネット上で広く視聴されるよう目標回数を

想定の上、「TrueView インストリーム広告」等を実施すること。その際、動画広告手法は興味関心層への的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる等工夫を行うこと。

なお、広告実費は広告管理画面上で全体予算の1割程度を目安とする。

③HP への誘導施策

「Call-to-Action オーバーレイ」等を活用し、ウェブサイトへの誘導を図るための施策を提案すること。その際、閲覧者が「百舌鳥・古市古墳群」に興味・関心を持ち、親しみを抱くような工夫をすること。

また、別途仕様の策定が必要な場合は、発注者と協議の上決定するものとする。

④広告配信時期

動画や広告の配信時期については、令和4年1月から2月の開始を目安とし、詳細については発注者と協議の上決定すること。また、広告配信スケジュールを策定すること。

⑤動画の視聴回数

動画の視聴回数は、委託期間中に最低10万回視聴数（広告再生数を含む。）を目標とし、「動画からのサイト誘導数」と併せ、事業開始時に目標を示すこと。

視聴目標数を達成した場合でも配信予算内で配信数の最大化を行うこと。

(3) 適切なセグメンテーションと今後の広報戦略の提案書作成業務

①基本的な業務内容

(2)の業務について、広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性（年代、地域、特性等）等分析数値等を、報告すること。

また、(1)で制作した動画が「百舌鳥・古市古墳群」の認知、関心及び旅行意欲の向上に与えた影響について「ブランドリフト調査」または「サーチリフト調査」を実施し、その内容をふまえた今後の広報戦略の提案について事業終了時の報告書にまとめ、提出すること。

②調査について

上記各種調査の実施が困難な場合は、その対応策について、委託者と協議のうえ決定すること。

(4) その他

①本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

②業務の詳細について発注者と協議の上決定し、進捗状況を綿密に発注者に報告すること。

③業務完了報告書は事業完了後速やかに作成し、発注者に提出すること。

④事業の実施に当たっては、「百舌鳥・古市古墳群」の情報発信全般に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。

⑤各業務にかかる撮影、編集、ウェブページ等の制作・運用、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。

⑥媒体費と運用レポート費を別立てとすること。

⑦Google 広告のカスタマーID とパスワードを開示すること。

⑧各媒体には可能な限り、リマーケティングタグを設定することとし、アクセス者の解析をするための「見込み客リスト」を蓄積すること。また、次年度以降のプロモーションへの活用のためのデータ収集方法が他にある場合は、その方法を提案すること。

⑨納品後1年以内に、成果品に瑕疵等が見つかった場合は、発注者の要求に従い、速やかに無償で是正すること。

8 成果品

(1) 提出物

①実績報告書（A4判） 紙媒体2部及び電子媒体（**CD-ROM** 又は **DVD-ROM**）

②制作した動画コンテンツを収めた **DVD-ROM** 2枚

③①及び本事業で制作した全てのデータを収めた外付け **HDD** 1個

(2) 提出場所

百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議

（大阪府府民文化部魅力づくり推進課内）

(3) 提出期限

令和4年3月31日（木）

(4) 成果品の利用（二次利用）

制作する動画及びウェブサイト等に関する一切の著作権（著作権法（昭和45年法律48号）27条及び28条の権利を含む。）は、発注者及び百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議構成市に譲渡する。

(5) 受託者は、5年間本映像に係るマスターデータを無償で保管するものとする。この場合、発注者の承認を得ずにマスターデータを転用または第三者に使用させてはならない。

9 総括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

10 提出書類

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に提出するもの

- ・着手届
- ・総括責任者通知書
- ・事業計画書及び実施工程表
- ・その他発注者が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届
- ・その他発注者が業務の確認に必要と認める書類

1 1. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、発注者と受託者が協議の上、定めることとする。
- (2) (1) に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。